

## 湯沢市議長交際費の支出に関する基準

平成26年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費の適正かつ公平な執行を図るため、その支出について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、湯沢市議会議長（以下「議長」という。）、湯沢市議会副議長（以下「副議長」という。）及びその代理者が湯沢市議会を代表し、議会運営を円滑に執行するために外部の個人又は団体との交際に要する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出は、その相手方及び内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限とする。

(議長交際費の支出区分及び支出額)

第4条 議長交際費の支出区分は次のとおりとする。

- (1) 祝金
- (2) 寸志
- (3) 会費
- (4) 弔慰
- (5) 見舞
- (6) 賛助
- (7) 接遇
- (8) 印刷
- (9) その他

2 前項各号に掲げる支出区分の支出限度金額、支出内容等については、別表第1に定めるとおりとする。

3 交際費は、選挙の出陣及び当選祝い、政党の定期大会等政治活動（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2の規定による政治資金パーティーを含む。）に関するものに出席する場合には、支出することができない。

(領収証等の徴収)

第5条 議長交際費を支出したときは、前条第1項第4号及び第5号に規定する交

際費を支出した場合を除き、領収証を徴するものとする。ただし、同条第1項第1号及び第2号に規定する交際費を支出した場合で、領収証を徴しがたい場合は、受領証（別記様式）をもって領収証に代えるものとする。

（議長交際費の公開）

第6条 議長交際費の公開については、湯沢市情報公開条例（平成17年湯沢市条例第9号）に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、市議会だより及び市のホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供して行うものとする。

（見直し）

第7条 議長は、議長交際費の支出内容や金額に関しては、社会情勢の変化等に十分配慮し、適正な執行を確保するため、必要に応じて適宜基準の見直しを行うものとする。

附 則

1 この基準は、平成27年1月1日から施行する。

2 議長交際費の支出に関する基準（平成21年4月1日湯沢市議会議長決裁）は、廃止する。

附 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支出区分	支出限度金額	主な支出内容等
祝金及び寸志	5,000 円	外部団体の総会、行事、記念式典、祝賀会等で、会場が公共施設、若しくはこれに準ずる施設で開催される場合。 案内に金額の明示がある場合は、その金額。 （ただし、市補助金等を受けて実施される行事等の場合は支出しないことができる。）
	10,000 円	外部団体等の総会、行事、祝賀会等で会場がホテル、旅館等で開催される場合。 案内に金額の明示がある場合は、その金額。 （ただし、市補助金等を受けて実施される行事等の場合は支出しないことができる。）
	20,000 円	結婚祝い金 現職議員またはその子の結婚の場合。
会費	20,000 円	外部団体等の主催する会合、行事、祝賀会等で参加費の明示があるもの。
見舞	10,000 円	現職議員の1か月以上の入院。 市長、副市長、教育長の1か月以上の入院。
弔慰		別表第2に定める弔慰金額一覧表による。
賛助	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	公に認められた団体及びそれに準ずる団体に対する賛助金、支援金、カンパ等で、その趣旨が明確である場合。
接遇	一人当たり 10,000 円 贈答品 30,000 円	他の自治体の議会、外部団体等との意見交換、折衝及び贈答等の接遇に要する経費並びに友好都市議会交流での意見交換及び贈答等に要する経費。
印刷	社会通念上妥当と	名刺印刷等に要する経費。
その他	認められる金額又は実費相当額	上記のいずれの支出区分にも該当しないが、議会運営上特に議長が必要であると認める経費。 （ただし、支出に当たっては、議長、副議長、議会運営委員長が協議の上、決定する。）

1. 上記に記載があっても、社会通念上、支出の有無に疑義が生じた場合は、議長、副議長、議会運営委員長が協議して決定する。

別表第2

弔慰金額一覧表

区 分	議 長 交 際 費				備 考
	弔慰金(香典) 20,000円	香 典		生 花 (20,000円)	
		5,000円	10,000円		
現職議員	○			○	
配偶者			○	○	
実(養)父母			○	○	
義父母(同居)			○		同居以外は弔電
子			○		
元市議会議員			○		平成17年10月 改選以降が対象
自治功労者			○	○	
現職県内市議会議長			○		
市長、副市長、教育長	○			○	
前・元市長、副市長、 教育長			○	○	
現職の行政委員会委員 等(教育委員会委員、 選挙管理委員会委員、 監査委員、農業委員会 委員、固定資産評価審 査委員会委員)			○		
市自治功労者			○		
市職員(部長級)		○		○	
市職員(上記以外の職員)		○			

1. 上記以外は、弔電を原則とする。
2. 上記の記載の有無にかかわらず、社会通念上、支出の有無に関して、議長において疑義が生じた場合は、議長、副議長、議会運営委員長が協議して決定する。

別記様式（第5条関係）

## 受領証

年 月 日

湯沢市議会議長 様

¥

ただし、  
上記のとおり正に受領いたしました。

主催者（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者（受領者）署名 \_\_\_\_\_